平成２１年（フ）第１８０号
宮城県石巻市清水町１丁目７番４号
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
山形県新庄市常葉町７番10号
債務者　池田　圭子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第３７８号
岡山県倉敷市中庄2402番地３
債務者　鹿野　吉史（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
岡山県倉敷市中畝２丁目３番32号
債務者　原田　　裕
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２２５９号
福岡市南区野多目２丁目24番24号
債務者　井上　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６０号
福岡市南区野多目２丁目24番24号
債務者　井上　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４１号
岩手県上閉伊郡大槌町須賀町９番３号
債務者　小西八重子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
群馬県桐生市巴町２丁目２番地の１　駅南ハイツ301
債務者　栗原　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３４号
群馬県桐生市巴町２丁目２番地の１　駅南ハイツ301
債務者　栗原　未樹
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第７２８号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4346番地２
レオパレスミヤビⅠ101
債務者　渋谷　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７４４号
神奈川県平塚市西八幡１丁目６番17号　フジハイツ101号、前住所神奈川県平塚市横内3232番地の２
債務者　棟方　孝子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７３号
三重県津市久居射場町158番地ハイム三樹101号室、前住所新潟県三条市柳川新田688番地
債務者　生松　一浩
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３１９号
大阪府豊中市庄内東町４丁目13番５―401号
債務者　林真由美こと　申　真由美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６８号
大阪府八尾市恩智北町１丁目10番地
債務者　松岡　裕紀
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３４０号
大阪市西成区南津守６丁目３番73号
債務者　本家　保夫
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４４６号
大阪府門真市大字岸和田235番地　ＫＯＹＯハイツ707
債務者　池田　晴紀
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５０７号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目８番24号　フラワータウンＳＫ302号
債務者　北谷　朋之
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部